

京 都 大 学 国 際 交 流 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第9条 入居の許可期間は、1月以上1年以内とする。ただし、教育研究上特に必要がある場合には、1年以内に限り入居の許可期間を更新することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第9条 入居の許可期間は、1月以上1年以内 <u>(宇治分館及びおうぼく分館の研究者宿泊室においては2週間以上1年以内)</u> とする。ただし、教育研究上特に必要がある場合には、1年以内に限り入居の許可期間を更新することができる。</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>